

三重県グループホーム連絡協議会 会 則

三重県グループホーム連絡協議会

(名 称)

第1条 この会は、「三重県グループホーム連絡協議会」という。
また、略して「三重県GH協」と称す場合もある。

(目 的)

第2条 この会は、認知症対応型共同生活介護事業所(以下、グループホームという)相互の連携を密にして、スムーズな情報伝達を図り、職員相互の知識及び経験の交流、研修、研究を通してケアサービスの資質の向上と利用者の生活環境の充実に努め、認知症高齢者及びその家族を支援し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- ① グループホームケアサービス向上のための研修
- ② グループホームを充実させるための会員相互の交流
- ③ 関係機関との連携及び調整
- ④ 情報収集と会員への啓発
- ⑤ その他目的を達成するための必要な事業

(会の構成)

第4条 この会は、正会員、個人会員、賛助会員をもって構成する。

(会 員)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- ① 正 会 員:三重県内のグループホーム及びグループホームの設立を予定している事業所及びその所属スタッフ
- ② 個人会員:正会員の事業所以外の所属スタッフ
- ③ 賛助会員:この会の趣旨に賛同する団体及び個人

(役員を選任)

第6条 役員を選任については、次のとおりとする。

- ① 会長および副会長は会員の互選
- ② 書記・会計・監査役は会長の指名

(役員を構成)

第7条 この会は、以下の役員によって構成する。

会長……………1名	書記……………2名
副会長……………2名	会計……………2名
	監査役……………2名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 会長はこの会を代表し、その業務を総括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 監査役は、事業概要報告、収支を監査し、その適否について会員に報告する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ① 役員の仕事は2年とする。
- ② 役員の仕事は妨げない。
- ③ 役員は、辞任し、または仕事が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

(役員の仕事)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において過半数の同意により、これを解任することができる。

- ① やむを得ない事情により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反、その他役員として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。

(入 会)

第11条 会員になろうとするものは、会則に賛同し、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会 費)

第12条 会員は年会費を入会申し込み期日より一ヶ月以内に納めなければならない。また、入会を継続する場合、総会から一ヶ月以内に所定の会費を納めなければならない。尚、年度途中の入会・退会においても所定の会費を納めなければならない。

第1項 年会費は次のように定める。

- ① 正会員 : グループホームの定員数×1.000円
但し、正会員の事業所のスタッフはこれを免除する
- ② 個人会員: 5.000円
- ③ 賛助会員: 3.000円

第2項 この会は、会員に対して毎年の総会の月に、年会費の請求書を会員に送付することとする。

(退 会)

第13条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に届け出なければ
ならない。

(事務局の設置)

第14条 事務局の設置は次のとおりとする。

- ① この会は、第三条にあげる事業を行なうために事務局を設けることができる。
- ② 事務局は第六条にあげるものが行なう。
- ③ 事務局職員は会長が任命する。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、
総会にて会計監査を行なう。

(総会の開催)

第16条 総会の開催は次のとおりとする。

- ① 定期総会は毎年一回、会計年度に会長が招集する。
- ② 臨時総会は、会長が必要と認めたときに会長が招集する。

(総会の定足数及び議決)

第17条 総会は会員の参加によって成立し、議事は、出席した会員の過半数
をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

- 2 会員総会に欠席する者は委任状をもって会員に代行することができる。

第18条 (諸規定の制定)

当会は、会の運営上必要とみなされる費用に対し会長の承認を受け
係る費用の一部を負担する。

(付則)

この会則は、平成16年4月21日から施行する。

平成20年4月1日付け、会則の一部(第7条)を改定する。

平成21年4月1日付け、会則の一部(第18条)を追加する。